

民事裁判手続のIT化について

弁護士 森田豪丈

1 はじめに

法務省は、2022年3月8日、**民事裁判の手続のIT化**についての改正法案を国会に提出した。

訴状、準備書面などの提出方法は、現在、書類の種類に応じ、持参、郵送又はFAXに限られているが、改正法においては、訴訟代理人弁護士に限りインターネットでの提出を義務化する。ただし、本人訴訟の場合は、IT利用が困難な「デジタル」弱者であるケースも想定し、紙での提出を認める。

口頭弁論や証人尋問、判決の言渡しに関しても、裁判所と訴訟代理人弁護士の事務所をインターネットで結ぶ「**ウェブ会議**」形式での実施を容認する。当事者、訴訟代理人弁護士らが一度も裁判所に赴くことなく訴訟手続を進行できるようにする。

紙媒体で保管されている**訴訟記録も原則電子化**し、当事者らは裁判所のサーバーにアクセスして閲覧できるようになる。

2 改正の経緯

(1) 民事裁判手続のIT化の遅れ

従前、我が国における民事裁判手続のIT化は、諸外国と比べ遅れていると指摘されていた。

例えば、我が国では、訴えの提起や準備書面の提出をオンラインでできない。これに対し、諸外国では、オンラインによる訴え提起、手数料の電子納付、準備書面のオンライン提出、全てインターネット上で裁判の手続をすることができるインターネット裁判所の設立など、ITを利用した本格的な取組みが進展していた。

(2) 「裁判手続等のIT化検討会」の設置と報告書の取りまとめ(2017～2018)

そのような中、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため・・・裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討」するとされ、これを受け、2017年10月に「裁判手続等のIT化検討会」(座長:山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授)が内閣官房に設置された。

同検討会は、2018年3月、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー『3つのe』の実現に向けてー」と題する報告書の取りまとめを行い、**訴訟記録の全面的な電子化**を前提とし、民事裁判手続の全

面IT化を目指すこととし、具体的には①e提出(主張証拠のオンライン提出等)、②e法廷(ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等)、③e事件管理(訴訟記録への随時オンラインアクセス等)の「3つのe」を目指して必要な取組みを進めるものとされた。

(3) 「民事裁判手続等IT化研究会」の設置と報告書の取りまとめ(2018～2019)

2018年7月、民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等を行うことを目的として、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」(座長:山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授)が設置された。

同研究会は、2019年12月、「民事裁判手続等IT化研究会報告書－民事裁判手続のIT化の実現に向けて－」と題する報告書の取りまとめを行った。

(4) 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会の設置と改正要綱案の取りまとめ(2020～2022)

2020年2月21日開催の法制審議会総会第186回会議において、法務大臣から法制審議会に対し、

「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、**訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現**など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

との諮問(諮問第111号)が発せられ、これを調査審議するために法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会(部会長:山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授)が設置された。

その頃、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、ウェブ会議の利用が急速に普及した。民事裁判手続においても、「**フェーズ1**」と呼ばれる裁判所の**運用上の取組み**により、**弁論準備手続の期日等におけるウェブ会議の利用**が開始され、実績が積み重ねられた。

同部会は、2021年2月19日、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」を取りまとめ、パブリック・コメントの手続を実施した上で、2022年1月28日、民事訴訟手続を全面的にIT化する民事訴訟法の改正要綱案を取りまとめ、同年2月、法務大臣に答申した。

(5) 法律案の提出(2022)

法務省は、2022年3月8日、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

段階的に準備を進め、**2025年度中の完全実施**を見込んでいる。

3 改正の概要

改正項目	内容
訴訟記録の 電子化	・弁護士が訴訟代理人として訴訟を進行する場合の裁判書類の電子提出の義務化(案132条の11第1項1号) ・電子判決書の導入(案252条1項) ・電子呼出状による期日の呼出し(案94条1項1号、2項) ・電磁的記録の送達(案109条、109条の2) ・公示送達の方法の見直し(裁判所の掲示場に掲示する方法に加えて、裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を可能とした。案111条) ・裁判所の設けるオンラインシステムによる簡易な送達方法(案109条、109条の2第1項、109条の4第1項) ・当事者及び利害関係を疎明した第三者による、裁判所外の端末からの電磁的訴訟記録の閲覧及び複写(案91条の2第2項)
ウェブ会議等 を利用した裁判手続の実施	・ウェブ会議等による口頭弁論(案87条の2第1項)、弁論準備手続(一方当事者の出頭要件の撤廃、案170条3項)、書面による準備手続(案176条2項)の規定の整備 ・ウェブ会議等を利用した証人尋問(当事者に異議がなければ利用可、案204条3号) ・裁判所外でのウェブ会議等を用いた尋問(案185条3項) ・ウェブ会議等を利用した和解(案89条2項)
秘密の保護	・当事者及びその法定代理人につき、住所、居所、氏名等を他方当事者に対しても秘匿することができる手続を創設(案133条1項) ・和解条項の定めに係る部分等に関する、当事者及び利害関係人以外の閲覧制限(案91条2項後段)
その他	・準備書面の提出・証拠の申出の期限が遵守できなかった場合の理由の説明義務の導入(案162条2項)

4 検討中のもの等

「IT化に伴う**国際送達**及び**国際証拠調べ**検討会」(座長:竹下啓介・一橋大学大学院法学研究科教授)が2021年4月に「取りまとめ」を公表した。送達や証人尋問を、ITを用いた方法により簡易・迅速に行うことができないかという検討課題があるが、外国に所在する者に対する送達や外国に所在する証人等の尋問についてITを用いた方法の導入を検討するに当たっては、他国の国家管轄権との関係で慎重な検討が必要となる。そこで、国際法上の課題を整理して、検討の経緯・結果を報告することとしたものである。

「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」(座長:山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授)が2021年12月に報告書を公表した。**ウェブ会議による債権者集会**などが検討課題に挙げられた。導入に肯定的な意見がある一方で、「人数次第では円滑な議事進行が難しくなる」などの懸念も示された。

2021年12月から東京、大阪、名古屋、福岡の4家裁で**ウェブ会議による家事調停**の試行が始まった。調停で解決しなかった場合の**離婚訴訟**などでオンライン化を検討する。

2022年2月、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁で、「**mints**」(準備書面、書証等のファイル・アップロードによる書面提出・直送、相手方アップロード書面等のダウンロード・印刷、受領書提出等を行う**民事裁判書類電子提出システム**)の試行運用を開始した。

2022年4月21日、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁で、mintsの運用を開始した。

(2022 年民事訴訟法等改正法案関係)

※[「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」](#)(平成29年6月9日)(2022年4月27日閲覧)

※[裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－『3つのe』の実現に向けて－」](#)(平成30年3月30日)(2022年4月15日閲覧)

※[公益社団法人商事法務研究会「民事裁判手続等IT化研究会報告書－民事裁判手続のIT化の実現に向けて－」](#)(令和元年12月)(2022年4月15日閲覧)

※[法務省 法制審議会－民事訴訟法\(IT化関係\)部会](#)(2022年4月27日閲覧)

※[法務省「民事訴訟法\(IT化関係\)等の改正に関する中間試案」\(令和3年2月19日\)の取りまとめ](#)(2022年4月27日閲覧)

※[法務省「民事訴訟法\(IT化関係\)等の改正に関する要綱案」](#)(令和4年1月28日)(2022年4月27日閲覧)

※[法務省 民事訴訟法等の一部を改正する法律案](#)(2022年3月8日提出)(2022年4月27日閲覧)

(検討中のもの等)

※[「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」](#)(令和3年4月)(2022年4月27日閲覧)

※[公益社団法人商事法務研究会「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」](#)(令和3年12月)(2022年4月27日閲覧)

※[民事裁判書類電子提出システム「mints」](#)(2022年4月27日閲覧)

以上

[森田豪丈](#) シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士
taketomo.morita@city-yuwa.com

2007年弁護士登録。事業再生・倒産、不動産関連紛争、金融機関法務、債権回収・強制執行に豊富な経験を有する。2013年7月～2016年6月三井住友信託銀行株式会社法務部に出向。出向で得た経験・知見を活かし、企業の実情・スピード感に即した助言を行う。現場のニーズに応じたセミナー等の情報発信にも力を入れている。